

令和6年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和6年度11月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

令和6年11月定例会議案説明資料目次

生活環境部

【予算関係】 (一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算(第4号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	3
		くらしの安心推進課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		7
	4 繰越明許費に関する調書	自然共生課ほか	8
5 債務負担行為に関する調書	山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館ほか	9	

【予算関係以外】 (議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第10号	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例	水環境保全課	10
第11号	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)	住宅政策課	16
第22号	鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正する条例	循環型社会推進課	18

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
くらしの安心推進課	245,893	8,000	253,893				8,000	
合計	8,916,866	8,000	8,924,866				8,000	
<p>説明 (一般会計)</p> <p>くらしの安心推進課 (新) 犯罪から県民を守る緊急対策事業</p>								

令和6年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

くらしの安心推進課(内線:7989)

1目 社会福祉総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)犯罪から県民を守る緊急対策事業	0	8,000	8,000				8,000	
トータルコスト	補正前:0千円(0.0人)、補正:13,478千円(0.7人)、計:13,478千円(0.7人)							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

社会問題化している闇バイトに端を発する強盗事件等や、相次いで発生している特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺等を踏まえ、県民が犯罪被害に遭わない、犯罪に巻き込まれないための対策を強化する。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額
【強盗被害等の防止】 犯罪から県民を守る 緊急対策事業補助金	不法に住居に侵入される強盗犯罪等による被害を未然に防止するため、犯行の標的となりやすい高齢者世帯に対し、自宅の防犯対策に係る費用の一部を助成する。 [補助対象者]県内に居住する60歳以上の者(またはその同一世帯員) [補助対象経費]カメラ付きドアホン、防犯カメラ(屋外)、センサーライト(屋外)の設置に係る経費 [補助率]定額 [補助上限額]15,000円/世帯	4,500
【闇バイト等への加担防止】 若者を対象とした啓発	闇バイト等が若年層を中心に広がっていることから、マンガ・SNS等を活用して、若年層に対し闇バイトの実態や危険性、相談窓口等の啓発を行う。	500
【詐欺被害等の防止】 とっとり消費者大学公開講座の開催 事業実施:消費生活センター	県民が詐欺被害等に遭わないための知識及び金融リテラシーを身に付けられる公開講座を県内3地区で開催する。 <講座内容> ・SNSを発端とする犯罪や詐欺等の手口を知り、被害に遭わないための対処法等について学ぶ。(県警との連携) ・詐欺被害や消費者トラブルに遭わないための金融リテラシーを身に付ける。(とっとり金融経済教育推進センターとの連携)	500
犯罪被害防止のための 広報啓発	県民が犯罪被害に遭わないよう、犯罪の手口・事例や被害に遭わないための対策、相談窓口等を紹介したチラシ、SNS等を活用して、広く県民に対し県警と連携して啓発を行う。	2,500

令和6年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	3款 民生費								
	1項 社会福祉費								
	1目 社会福祉総務費								
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	5,145		5,145	5,145		5,145	206		206
2 給料	19,190		19,190	19,190		19,190			
3 職員手当等	11,349		11,349	11,349		11,349			
4 共済費	7,700		7,700	7,700		7,700			
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 報償費	3,757	300	4,057	3,757	300	4,057	1,426	300	1,726
8 旅費	4,346	200	4,546	4,346	200	4,546	1,530	200	1,730
費用弁償	715		715	715		715	57		57
普通旅費	1,464		1,464	1,464		1,464	564		564
特別旅費	2,167	200	2,367	2,167	200	2,367	909	200	1,109
9 交際費									
10 需用費	5,400		5,400	5,400		5,400	2,740		2,740
11 役務費	5,780		5,780	5,780		5,780	3,350		3,350
12 委託料	75,411	3,000	78,411	75,411	3,000	78,411	29,690	3,000	32,690
13 使用料及び賃借料	2,552		2,552	2,552		2,552	1,002		1,002
14 工事請負費									
15 原材料費									
16 公有財産購入費									
17 備品購入費									
18 負担金、補助及び交付金	32,721	4,500	37,221	32,721	4,500	37,221	18,519	4,500	23,019
19 扶助費									
20 貸付金	20		20	20		20			
21 補償、補填及び賠償金									
22 償還金、利子及び割引料									
23 投資及び出資金									
24 積立金									
25 寄附金									
26 公課費									
27 繰出金									
予備費									
計	173,371	8,000	181,371	173,371	8,000	181,371	58,463	8,000	66,463
財源									
国庫支出金	36,940		36,940	36,940		36,940	23,820		23,820
地方債									
その他	35		35	35		35			
一般財源	136,396	8,000	144,396	136,396	8,000	144,396	34,643	8,000	42,643

令和6年度一般会計補正予算(第4号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節 款項目		生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	132,103		132,103
2	給料	1,013,232		1,013,232
3	職員手当等	573,824		573,824
4	共済費	381,574		381,574
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	35,160	300	35,460
8	旅費	39,112	200	39,312
	費用弁償	9,328		9,328
	普通旅費	17,749		17,749
	特別旅費	12,035	200	12,235
9	交際費	100		100
10	需用費	150,884		150,884
11	役務費	51,539		51,539
12	委託料	2,089,227	3,000	2,092,227
13	使用料及び賃借料	101,371		101,371
14	工事請負費	2,302,860		2,302,860
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	54,092		54,092
18	負担金、補助及び交付金	1,884,274	4,500	1,888,774
19	扶助費			
20	貸付金	17,019		17,019
21	補償、補填及び賠償金	11,902		11,902
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	72,663		72,663
25	寄附金	5,930		5,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	8,916,866	8,000	8,924,866
財 源 内 訳	国庫支出金	1,904,653		1,904,653
	地方債	1,283,000		1,283,000
	その他	845,448		845,448
	一般財源	4,883,765	8,000	4,891,765

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
3款 民生費	
1項 社会福祉費	
1目 社会福祉総務費	
負担金、補助 及び交付金	4,500
・犯罪者から県民を守る緊急対策事業補助金	

繰越明許費に関する調書

追加分

(単位：千円)

款	項	目	事業名	課名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
							国庫補助金	起債	その他	一般財源	
4 衛生費	2 環境衛生費	4 環境保全費	国立公園満喫プロジェクト等 推進事業	自然共生課	260,814	89,000	44,500	40,000		4,500	大山滝吊橋架替工事について、度重なる入札不調により年度内完了が困難となったため。
1 1 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	1 耕地災害復旧費	災害関連農村生活環境施設 復旧事業	水環境保全課	23,028	23,028	23,028				関係事業（道路災害復旧事業）との調整に時間を要し、年度内完了が困難となったため。
生活環境部 合計					283,842	112,028	67,528	40,000		4,500	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加分

事 項	課 名	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				備 考	
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源		
							国庫支出金	地 方 債	そ の 他			
令和6年度 山陰海岸ジオパーク海 と大地の自然館運営費	山陰海岸ジ オパーク海 と大地の自 然館	千円 1,695		千円	令和7年度から 令和9年度まで	千円 1,695	千円	千円	千円	千円	1,695	山陰海岸ジ オパーク海と大地 の自然館の庭園 管理業務委託料
令和6年度 消費生活センター事業 費	消費生活セ ンター	198			令和7年度から 令和9年度まで	198					198	消費生活センター 等の廃棄物取 集・運搬業務委 託料

条 例 名 等	水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例									
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 排水基準を定める省令の一部が改正され、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水の大腸菌による汚染状態を示す項目及び許容限度が改められたことに鑑み、水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき定める上乗せ排水基準について所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 1日当たりの平均的な排出水の量が25m³以上50m³未満の特定事業場に係る排出水の大腸菌による汚染状態を示す項目及び許容限度を次のとおり改める。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正後</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項 目</td> <td>大腸菌数</td> <td>大腸菌群数</td> </tr> <tr> <td>許容限度</td> <td>日間平均1mlにつき800コロニー形成単位</td> <td>日間平均1cm³につき3,000個</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等 施行期日は、令和7年4月1日とする。 所要の経過措置を講ずる。</p> <p>【参考】 （1）条例の概要 水質汚濁防止法では、日平均排出量が50m³以上の特定事業場に対して排水基準が適用されているが、本県では水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき本条例で日平均排出量が25m³以上50m³未満の特定事業場に対しても排水基準を適用している。 （適用区域）中海水域、美保湾水域、湖山池水域</p> <p>（2）改正の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年に生活環境項目の環境基準として「大腸菌群数」が設定され、ふん便汚染の指標として用いられてきた。設定当時の培養技術では大腸菌のみを簡便に検出する技術がなかったことから、比較的容易に測定できる大腸菌群数が採用された。 ・大腸菌群数は、その測定値にふん便汚染のない水や土壌等に分布する自然由来の細菌も含んだ値が検出され、大腸菌群数がふん便汚染を的確に捉えていない状況がみられた。 ・今日では、簡便な大腸菌の培養技術が確立されていることから、環境基準の大腸菌群数については、令和4年4月に大腸菌数へ見直された。 ・排水基準は環境基準の維持・達成等を目的に設定するものであり、環境基準と同一に管理するために、排水基準の指標を大腸菌群数から大腸菌数へ見直すこととなった。（令和7年4月1日施行） <p>※大腸菌群数3,000個/cm³に相当する大腸菌数が800コロニー形成単位/mlとなり、理論上は許容限度の値に変更はない。</p> <div style="text-align: center;"> </div>		改正後	現 行	項 目	大腸菌数	大腸菌群数	許容限度	日間平均1mlにつき800コロニー形成単位	日間平均1cm ³ につき3,000個
	改正後	現 行								
項 目	大腸菌数	大腸菌群数								
許容限度	日間平均1mlにつき800コロニー形成単位	日間平均1cm ³ につき3,000個								

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係） 1 第3条の表第1号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準						別表第1（第2条関係） 1 第3条の表第1号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準					
特定事業場の区分		1日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)	項目及び許容限度			1日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)		項目及び許容限度			
			略	大腸菌数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	略			略	大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	略	
既設特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略	既設特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略		畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
既設特定事業場	し尿処理施設(A)を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略	既設特定事業場	し尿処理施設(A)を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
	し尿処理施設(B)のみを設置する	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略		し尿処理施設(B)のみを設置する	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略

	特定事業場				
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
	その他の特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
		略			
新設特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
		略			
新設特定事業場	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
		略			
新設特定事業場	し尿処理施設(A)を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
		略			
新設特定事業場	し尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
		略			
新設特定事業場	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
		略			
新設特定事業場	その他の特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
		略			

2 第3条の表第2号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水量	項目及び許容限度	
		略	大腸菌数 (単位 <u>1ミリリットル</u> に

	特定事業場				
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
	その他の特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			
新設特定事業場	豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			
新設特定事業場	畜産食料品製造業、水産食料品製造業、動物系飼料又は有機質肥料の製造業及び動植物油脂製造業に係る特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			
新設特定事業場	し尿処理施設(A)を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			
新設特定事業場	し尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			
新設特定事業場	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			
新設特定事業場	その他の特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
		略			

2 第3条の表第2号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水量	項目及び許容限度	
		略	大腸菌群数 (単位 <u>1立方セ</u>

	(単位 立方 メート ル)	略	つきコロ ニー形成 単位)
			日間平均
パルプ製造業及 び木材化学工業 に係る特定事業 場	25以上 50未満	略	800
	略		
その他の特定事 業場	25以上 50未満	略	800
	略		

3 第3条の表第3号に掲げる区域に適用する上
乗せ排水基準

	1日当 たりの 平均的 な排出 水量 (単位 立方 メート ル)	略	項目及び許容限度		
			略	大腸菌 数 (単位 1ミ リリッ トルに つきコ ロニー 形成単 位) 日間平 均	略
既 設 特 定 事 業 場	旅館業に係 る特定事業 場及びし尿 処理施設 (B)のみを 設置する特 定事業場	25以上 50未満	略	800	略
	下水道終末 処理施設を 設置する特 定事業場	略			
	その他の特 定事業場	25以上 50未満	略	800	略
新 設 特 定 事 業 場	旅館業に係 る特定事業 場及びし尿 処理施設 (B)のみを 設置する特 定事業場	25以上 50未満	略	800	略
	略				

	(単位 立方 メート ル)	略	ンチメー トルにつ き個)
			日間平均
パルプ製造業及 び木材化学工業 に係る特定事業 場	25以上 50未満	略	3,000
	略		
その他の特定事 業場	25以上 50未満	略	3,000
	略		

3 第3条の表第3号に掲げる区域に適用する上
乗せ排水基準

	1日当 たりの 平均的 な排出 水量 (単位 立方 メート ル)	略	項目及び許容限度		
			略	大腸菌 群数 (単位 1立 方セン チメー トルに つき 個) 日間平 均	略
既 設 特 定 事 業 場	旅館業に係 る特定事業 場及びし尿 処理施設 (B)のみを 設置する特 定事業場	25以上 50未満	略	3,000	略
	下水道終末 処理施設を 設置する特 定事業場	略			
	その他の特 定事業場	25以上 50未満	略	3,000	略
新 設 特 定 事 業 場	旅館業に係 る特定事業 場及びし尿 処理施設 (B)のみを 設置する特 定事業場	25以上 50未満	略	3,000	略
	略				

場	定事業場				
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上	略	<u>800</u>	略
		50未満	略		
	その他の特定事業場	25以上	略	<u>800</u>	略
50未満		略			

備考 略

別表第2(第2条関係)

みなし指定地域特定施設を設置する特定事業場に係る第3条の表第1号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

	特定事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)	項目及び許容限度		
			略	大腸菌数 (単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位)	略
				日間平均	
既設特定事業場	みなし指定地域特定施設であるちゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
	略	略			
新設特	みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
	略	略			

場	定事業場				
	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	25以上	略	<u>3,000</u>	略
		50未満	略		
	その他の特定事業場	25以上	略	<u>3,000</u>	略
50未満		略			

備考 略

別表第2(第2条関係)

みなし指定地域特定施設を設置する特定事業場に係る第3条の表第1号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

	特定事業場の区分	1日当たりの平均的な排出水量 (単位 立方メートル)	項目及び許容限度		
			略	大腸菌群数 (単位 1立方センチメートルにつき個)	略
				日間平均	
既設特定事業場	みなし指定地域特定施設であるちゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
	略	略			
新設特	みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
	略	略			

定 事 業 場	ゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院				
	みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>800</u>	略
備考 略		略			

定 事 業 場	ゆう房施設、洗浄施設又は入浴施設を設置する病院				
	みなし指定地域特定施設であるし尿浄化槽のみを設置する特定事業場	25以上 50未満	略	<u>3,000</u>	略
備考 略		略			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

条例名等	鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例 （鳥取県手数料徴収条例の一部改正）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>行政手続申請者の利便性向上及び行政運営の効率化を図るため、国において、宅地建物取引業における免許申請等の手続をオンラインで行うことが認められた。</p> <p>併せて、宅地建物取引業の免許申請等をオンラインで行う場合の手数料の額が地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定められたことに伴い、手数料を新設するもの。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）宅地建物取引業の免許等の申請が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合の免許の事務の手数料について新たに 1 件につき 26,500 円を徴収する。</p> <p>（2）施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日とする。</p> <p>【参考】</p> <p>「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）」による宅地建物取引業法第 10 条の閲覧制度の見直しを受け、宅地建物取引業者の免許等の申請のオンライン化及び閲覧制度のデジタル化により、国及び都道府県の事務の合理化を図ることとされた。</p> <p>これを踏まえ、オンラインによる申請に係る事務処理時間や物価変動等を考慮し、国土交通大臣に対する宅地建物取引業の免許の更新に係る申請をオンラインにより行う場合の手数料の額が 26,500 円とされた。</p> <p>併せて、都道府県知事に対する宅地建物取引業の免許等に係る申請についても、電子情報処理組織を使用する方法により行う場合の手数料の標準となる額が 26,500 円とされた。（地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成 12 年政令第 16 号）本則の表 60 項関係）</p> <p>これらの改正については、令和 7 年 4 月 1 日から施行される。</p>

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(304) 略</p> <p>(305) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許 1件につき33,000円 <u>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあつては、26,500円）</u></p> <p>(306) 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新 1件につき33,000円 <u>（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請を行う場合にあつては、26,500円）</u></p> <p>(307)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(304) 略</p> <p>(305) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許 1件につき33,000円</p> <p>(306) 宅地建物取引業法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新 1件につき33,000円</p> <p>(307)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。

条例名等

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正する条例

提出理由及び概要

1 提出理由

地域住民によって組織された団体等が産業廃棄物処理施設周辺整備事業（以下「周辺整備事業」という。）を円滑に実施するため、他県の周辺整備事業に対する交付額や物価上昇等を勘案し、周辺整備事業に係る交付金の限度額を改める。また、交付対象施設から灰溶融施設を削除する。

2 概要

(1) 最終処分場及び焼却施設に係る交付金の限度額を次のとおり引き上げるとともに、対象施設から灰溶融施設を削除する。

産業廃棄物処理施設			限度額	
			改正後	改正前
最終処分場	安定型最終処分場	埋立容量が10万m ³ 以上20万m ³ 未満のもの	7,500万円	5,000万円
		埋立容量が20万m ³ 以上30万m ³ 未満のもの	1億2,000万円	7,500万円
		埋立容量が30万m ³ 以上のもの	1億5,000万円	1億円
	管理型最終処分場	埋立容量が5万m ³ 以上15万m ³ 未満のもの	3億5,000万円	1億円
		埋立容量が15万m ³ 以上25万m ³ 未満のもの	5億3,000万円	1億5,000万円
		埋立容量が25万m ³ 以上のもの	7億円	2億円
焼却施設	1日当たりの処理能力が10t以上20t未満のもの	7,500万円	5,000万円	
	1日当たりの処理能力が20t以上30t未満のもの	1億2,000万円	7,500万円	
	1日当たりの処理能力が30t以上のもの	1億5,000万円	1億円	
灰溶融施設	1日当たりの処理能力が5t以上15t未満のもの	(削除)	5,000万円	
	1日当たりの処理能力が15t以上25t未満のもの		7,500万円	
	1日当たりの処理能力が25t以上のもの		1億円	

(2) 施行期日は、公布の日とする。

【参考】

＜改正に至った経緯・背景＞

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例は、他県の管理型最終処分場の周辺整備事業に対する交付額と乖離していることや、平成12年の条例制定から20年以上経過し、条例制定時と比較して物価の上昇等により周辺整備事業に要する費用が高騰していることを勘案して、交付金の限度額を現状に見合う額に引き上げる等の改正を行う。

- (1) 管理型最終処分場は、県内に存在せず他の施設に比べ設置が困難であることから、他県の管理型最終処分場の周辺整備事業に対する交付額や物価の上昇を勘案し、交付金の限度額を引き上げる。
- (2) 安定型最終処分場及び焼却施設は、条例制定時からの物価の上昇を勘案し、交付金の限度額を引き上げる。
- (3) 灰溶融施設は、今後、設置される見込みがないため、対象施設から削除する。

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例の一部を改正する条例

鳥取県産業廃棄物処理施設設置促進条例（平成12年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後			改正前																						
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び焼却施設であつて、別表の左欄に掲げるものをいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(指定施設の監視等)</p> <p>第4条 指定施設の設置者は、前条第1項第4号ただし書に該当する場合を除き、同号の協定に基づき、焼却施設にあつては当該施設における処理が終了するまでの間、最終処分場にあつては埋立処分が終了するまでの間、住民代表者等が選任する監視員の監視を受け入れ、当該監視に協力しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表（第2条、第6条関係）</p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 産業廃棄物処理施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設のうち、最終処分場及び焼却施設並びに焼却施設から発生する灰を溶融して処理する施設（以下「灰溶融施設」という。）であつて、別表の左欄に掲げるものをいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(指定施設の監視等)</p> <p>第4条 指定施設の設置者は、前条第1項第4号ただし書に該当する場合を除き、同号の協定に基づき、焼却施設又は灰溶融施設にあつては当該施設における処理が終了するまでの間、最終処分場にあつては埋立処分が終了するまでの間、住民代表者等が選任する監視員の監視を受け入れ、当該監視に協力しなければならない。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表（第2条、第6条関係）</p>																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">産業廃棄物処理施設</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">最終処分場</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に掲げるもの</td> <td>7,500万円</td> </tr> <tr> <td>埋立容量が20万立方メートル以上30万立方メートル未満のもの</td> <td>1億2,000万円</td> </tr> <tr> <td>埋立容量が30万立方メートル以上</td> <td>1億5,000万円</td> </tr> </tbody> </table>			産業廃棄物処理施設		限度額	最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に掲げるもの	7,500万円	埋立容量が20万立方メートル以上30万立方メートル未満のもの	1億2,000万円	埋立容量が30万立方メートル以上	1億5,000万円	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">産業廃棄物処理施設</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">最終処分場</td> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に掲げるもの</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>埋立容量が20万立方メートル以上30万立方メートル未満のもの</td> <td>7,500万円</td> </tr> <tr> <td>埋立容量が30万立方メートル以上</td> <td>1億円</td> </tr> </tbody> </table>			産業廃棄物処理施設		限度額	最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に掲げるもの	5,000万円	埋立容量が20万立方メートル以上30万立方メートル未満のもの	7,500万円	埋立容量が30万立方メートル以上	1億円
産業廃棄物処理施設		限度額																							
最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に掲げるもの	7,500万円																							
	埋立容量が20万立方メートル以上30万立方メートル未満のもの	1億2,000万円																							
	埋立容量が30万立方メートル以上	1億5,000万円																							
産業廃棄物処理施設		限度額																							
最終処分場	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に掲げるもの	5,000万円																							
	埋立容量が20万立方メートル以上30万立方メートル未満のもの	7,500万円																							
	埋立容量が30万立方メートル以上	1億円																							

	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに掲げるもの	埋立容量が5万立方メートル以上15万立方メートル未満のもの	<u>3億5,000万円</u>		廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ハに掲げるもの	埋立容量が5万立方メートル以上15万立方メートル未満のもの	<u>1億円</u>
		埋立容量が15万立方メートル以上25万立方メートル未満のもの	<u>5億3,000万円</u>			埋立容量が15万立方メートル以上25万立方メートル未満のもの	<u>1億5,000万円</u>
		埋立容量が25万立方メートル以上のも	<u>7億円</u>			埋立容量が25万立方メートル以上のも	<u>2億円</u>
焼却施設		1日当たりの処理能力が10トン以上20トン未満のもの	<u>7,500万円</u>	焼却施設		1日当たりの処理能力が10トン以上20トン未満のもの	<u>5,000万円</u>
		1日当たりの処理能力が20トン以上30トン未満のもの	<u>1億2,000万円</u>			1日当たりの処理能力が20トン以上30トン未満のもの	<u>7,500万円</u>
		1日当たりの処理能力が30トン以上のもの	<u>1億5,000万円</u>			1日当たりの処理能力が30トン以上のもの	<u>1億円</u>
				灰溶融施設		1日当たりの処理能力が5トン以上15トン未満のもの	5,000万円
						1日当たりの処理能力が15トン以上25トン未満のもの	7,500万円
						1日当たりの処理能力が25トン以上のもの	1億円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。